

河内長野市地域福祉計画

(平成20年度事業実施状況及び評価)



平成22年2月22日

河内長野市

【凡例】

- 1.「評価」の欄は、施策推進度の高い方から順に◎○としている。
- 2.「施策対応細事業」の欄には、行政評価の単位としている細事業の名称を掲載している(重複有)
- 3.「施策対応細事業」が複数あるときは、その中で関係の深いものを太字にしている。

1. ともに支え・支えられる(お互いさま)地域づくり

1-(1) 福祉意識の醸成

1-(1)-1) 人権学習機会の提供などによる人権意識の高揚や人権相談体制の整備など人権擁護を推進します。

計画P.39

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況 (新規・充実・縮小)	評価	施策対応細事業(関係深いのは太字)	事業内容(委託・助成含む)
1	<p>①人権学習・啓発の推進 地域の暮らしの中でだれもお互いに認めあい、尊重しあえる地域の土壌をつくり、暮らしに根づいたまちづくりや人権活動を進められるよう「河内長野市人権尊重のまちづくり条例」(平成13年3月施行)などを踏まえ、家庭、学校、職場、地域と連携して人権意識の向上を図るための人権学習や啓発を推進する。</p>		○	<p>人権・平和啓発事業</p> <p>人権教育推進事業</p> <p>地域の学習拠点づくり事業</p>	<p>人権啓発事業(人権を考える市民の集いなど)を実施する。</p> <p>人権教育研究会活動へ参加する。</p> <p>人権学習会を実施する。</p>
2	<p>②男女共同参画の推進 家庭、地域、職場などでの男女共同参画の推進とともに、女性の特性に応じて健康で安心して暮らせるよう、母性の保護や母子保健への取り組み、配偶者などに対する暴力や性的な嫌がらせなど、さまざまな相談の機会などを充実する。 さらに、「河内長野市男女共同参画推進条例」(平成18年1月施行)や、男女共同参画計画に基づき、男女共同参画についての理解を深めつつ、あらゆる分野への男女共同参画を推進し、男女の人権が尊重される社会となるよう、住民、事業者、市のそれぞれが主体的かつ一体となって総合的な取り組みを推進する。</p>	<p>【充実】家庭児童相談室事業＝困難な相談事例に対するSV機能を強化した(月1回専門家による相談員の研修を開始)</p>	◎	<p>女性のための相談事業</p> <p>DV防止対策事業</p> <p>家庭児童相談室事業</p> <p>妊産婦訪問指導事業</p> <p>両親教室事業</p>	<p>女性の自立を支える面接相談を行う。</p> <p>ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議を開催する。</p> <p>家庭児童相談室を運営する。</p> <p>妊産婦の家庭を訪問する。</p> <p>妊婦・配偶者対象の両親教室を開催する。</p>
3	<p>③人権相談体制の整備促進 さまざまな人権問題を抱えた住民に対し、問題解決できるよう適切な助言・情報提供などを行う人権相談事業を充実するとともに、児童虐待、ひきこもり、不登校などの相談体制を充実する。</p>		○	<p>人権相談事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>児童虐待防止事業</p> <p>障がい者地域生活支援事業</p> <p>教育相談室「やまびこ」事業</p> <p>適応指導教室事業</p> <p>相談員等派遣・配置事業</p> <p>子ども教育支援センター事業</p>	<p>人権相談を行う。</p> <p>「人権」担当の地域コミュニティソーシャルワーカーを配置する。</p> <p>児童虐待の予防及び早期発見並びに問題が発生した際の子どもと家族への援助を図るための「要保護児童対策地域協議会」を開催する。</p> <p>在宅障がい者に対する相談を行う。</p> <p>教育相談室「やまびこ」を運営する。</p> <p>不登校児童生徒への学習支援を行う。</p> <p>学校に相談員等を派遣・配置する。</p> <p>不登校生に対するICT(情報通信技術)を活用した支援を行う。</p>

1-(1)-2) 住民が主体的に参加できるワークショップの開催、イベントなど学習の場や機会の充実を図ります。

計画P. 40

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
4	<p>①地域福祉ワークショップ開催の推進 地域福祉のモデル地域として3地域を選定し、住民それぞれが地域福祉の共通理解と協働を促進することを目的に、ワークショップを展開してきました。今後地域福祉に関するワークショップを全小学校区に展開することを検討し、地域福祉の基本的な『お互いさま』という意識の醸成を図る。</p>		○	地域福祉活動支援事業	地域福祉ワークショップ、地区（校区）福祉委員会活動・組織検討懇談会の開催を支援する。
5	<p>②地域福祉に係わるイベントの開催 地域福祉の取り組みを先進的に行っている地域や市などによるシンポジウムや福祉フェアなどを参考に、地域福祉を啓発するイベントを実施し、広く住民に地域福祉の理解と参加を推進する。</p>	<p>【新規】地域福祉啓発事業＝地域における[つながり][支えあい]などについて共に考え、地域福祉活動への理解と参加を促進するための「地域福祉フォーラム」を開催した。 【充実】市民公益活動支援センター管理運営業務＝テーマや地域にこだわらず、社会的な課題について意見交換する場である「るーぷの集い」を開始した。</p>	◎	<p>生涯学習普及啓発事業</p> <p>男女共同参画推進研修・講座事業</p> <p>男女共同参画推進事業「おんなおとこのワイワイあごら」</p> <p>地域福祉啓発事業</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営業務</p> <p>地域の学習拠点づくり事業</p>	<p>生涯学習を普及啓発するためのイベント（生涯学習見本市など）を開催する。</p> <p>男女共同参画に関する研修・講座を実施する。</p> <p>男女共同参画に関するイベント（おんなおとこのワイワイあごらなど）を開催する。</p> <p>地域福祉に関わるイベントの開催と地域福祉の啓発を行う。</p> <p>市民公益活動等を普及啓発するイベント（ボランティア・市民活動フェスティバルなど）を開催する。「るーぷの集い」の開催。</p> <p>公民館などで福祉学習のための講座等を開催する。</p>

1-(1)-3) 子どもから大人まで継続したボランティアや福祉活動などの生涯学習への取り組みを推進します。

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業(関係深いのは太字)	事業内容(委託・助成含む)
6	①福祉・教育の連携による地域福祉学習の推進 福祉部門と教育部門との連携により、学校教育での福祉学習を推進する。		○	社会福祉協議会支援事業 学校支援サポート事業 校外指導事業 学校支援ボランティア人材バンク推進事業	福祉学習プログラム作成と福祉学習サポーター紹介の支援を行う。 地域の人材を授業等に活用する。 職場体験学習(中学2年生)を実施する。 地域の人材を授業等に活用する。
7	②生涯学習などでの地域福祉活動への取り組みの推進 福祉部門、教育部門、生涯学習部門との連携により、子どもから大人までの継続して学んでいけるような福祉学習や地域学習に取り組むとともに、地域での健康づくりのためのスポーツ活動を促進する。		○	生涯学習普及啓発事業 地域福祉活動支援事業 市民公益活動支援センター管理運営業務 ふれあい合校事業 地域の学習拠点づくり事業 「楽習室」コーディネート事業 「ふれあい合校」コーディネート事業 高校校庭開放事業 学校体育施設開放事業 スポーツ振興事業	まちづくり出前講座や生涯学習見本市において福祉学習を進める。 ボランティア育成事業を支援する。 ボランティア活動入門講座、ボランティア体験・見学プログラムを実施する。 公民館クラブ員と児童が学校で交流する機会を創る。 地域の福祉活動と連携した学習会等を開催する。 楽習室開催のための支援を行う。 ふれあい合校開催のための支援を行う。 市内にある府立高校の校庭開放を行う。 市立小中学校の体育施設の開放を行う。 総合型地域スポーツクラブの設立および活動への支援を行う。

1-(2) 地域型組織やテーマ型組織の支援強化・人材育成

1-(2)-1) 地域型組織、テーマ型組織への情報提供を推進します。

計画P. 41

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
8	①地域型組織、テーマ型組織への情報提供の推進 地域型組織、テーマ型組織の活動などについて広く住民に情報提供を行うとともに、地域型組織については他の地域での参考になるように、活発な組織活動を展開している地域の情報提供を推進する。また、テーマ型組織については、ボランティアセンターとの連携により情報収集・提供を行い、住民をはじめテーマ型組織間の情報流通の円滑化を促進する。	【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。	◎	生涯学習情報提供事業 コミュニティソーシャルワーカー配置事業 地域福祉活動支援事業 市民公益活動支援センター管理運営業務	生涯学習情報提供システム「学びやんネット」により地域の情報を提供する。 地域福祉活動の情報収集と地域への提供を行う。 ボランティア育成事業を支援する。 市民公益活動支援センター「るーぷらざ」がテーマ型・地域型組織支援の情報提供を行う。情報紙の発行。情報提供コーナー。

1-(2)-2) 地域型組織、テーマ型組織の広報活動を促進します。

計画P. 42

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
9	①地域型組織、テーマ型組織の広報活動の促進 地域型組織、テーマ型組織の活動などを広く住民に広報し、これら団体活動に対する社会的理解の醸成を図る。	【充実】社会福祉協議会支援事業＝社会福祉協議会のホームページをリニューアルし、地域における福祉活動の情報を発信できるようにした。	◎	生涯学習情報提供事業 社会福祉協議会支援事業 市民公益活動支援センター管理運営業務	生涯学習情報提供システム「学びやんネット」により団体情報を提供する。 「社協だより」、ボランティア情報紙「わになってかわちながの」を発行する。 市民公益活動支援センター「るーぷらざ」がテーマ型・地域型組織支援の情報提供を行う。情報紙の発行。情報提供コーナー。

1-(2)-3) 地域型組織、テーマ型組織の人材育成への支援を推進します。

計画P. 42

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
10	①地域型組織、テーマ型組織の人材の発見・発掘及び地域福祉コーディネーターの育成 生涯学習部門と市民参加推進部門などとの連携によりボランティアの育成とともに、地域における多様な人材の発見・発掘を推進し、地域福祉におけるコーディネーターの育成を図る。		○	生涯学習人材育成事業 地域福祉活動支援事業 市民公益活動支援センター管理運営業務 ＜重点課題対応＞人材育成事業	地域における多様な人材の発見・発掘を行う。 ボランティア育成事業を支援する。 団体運営講座、ボランティアアドバイザー養成講座を開催する。 地域で活躍する人材の発掘・育成・支援のための講座等を実施する。
11	②企業の人材の活用 福祉部門、産業部門とが連携し、企業に対して地域福祉の活動に対する理解と参加を呼びかける。また、企業において地域福祉の活動などに参加しやすいよう、ボランティア休暇の導入などを促進する。		○	社会福祉協議会支援事業 地域福祉啓発事業	社会福祉協議会の賛助会員募集事業、組織構成会員制推進事業を支援する。 社会福祉活動への参加について企業への呼びかけを行う。

1-(2)-4) 地域型組織、テーマ型組織への相談体制の整備を推進します。

計画P. 42

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
12	①地域型組織、テーマ型組織への相談体制の整備推進 コミュニティソーシャルワーカー体制の整備により、地域型組織、テーマ型組織への相談機能の充実を図る。	【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。	◎	コミュニティソーシャルワーカー配置事業 市民公益活動支援センター管理運営業務	地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。 るーぷらざにおける相談事業。
13	②テーマ型組織などの立ち上げ支援の充実 テーマ型組織への活動に関する相談や活動場所などについての相談機能の充実を図る。	【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。	◎	コミュニティソーシャルワーカー配置事業 子育て支援センターかわちながの事業 子育て支援センターちよだだい事業 市民公益活動支援センター管理運営業務	地域の福祉活動に関する相談を行う。 子育てサークルの支援、育児相談を行う(出産前を含む) 子育てサークルの支援、育児相談を行う。 るーぷらざにおけるグループ立ち上げ支援(貸事務ブース)。

1-(3) ボランティアなど住民活動の参加促進

1-(3)-1) 学校における福祉、健康についての教育を積極的に進め、まちづくり活動やボランティアの体験を通じて、地域の人びとや高齢者、障害のある人などとの交流を深める機会を充実します。

計画P. 44

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
14	<p>①福祉教育の推進 福祉教育はこれまで、学校という枠組みの中で「教える」ということから進められてきた。これからは、地域の「日常」の中でだれもがともに育ちあうということが福祉であるという視点から、学校はもちろん、地域の中で多様な福祉教育プログラムの展開に努める。</p>		○	<p>生涯学習普及啓発事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営業務</p> <p>ふれあい合校事業</p> <p>学校支援サポート事業</p> <p>校外指導事業</p> <p>「楽習室」コーディネート事業</p> <p>「ふれあい合校」コーディネート事業</p>	<p>まちづくり出前講座において福祉学習を進める。</p> <p>福祉学習プログラムの学校への提供を支援する。</p> <p>ボランティア活動入門講座、ボランティア体験・見学プログラムを実施する。</p> <p>公民館クラブ員と児童が学校で交流する機会を創る。</p> <p>地域の人材を授業等に活用する。</p> <p>職場体験学習(中学2年生)を実施する。</p> <p>「楽習室」の中での福祉学習を支援する。</p> <p>「ふれあい合校」の中での福祉学習を支援</p>
15	<p>②福祉と教育との連携 福祉部門と教育部門との連携により、福祉教育の課題解決の場を設け、教職員の研修会への反映や教職員を対象とした福祉講座の開設などに努める。</p>		○	<p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>学校支援サポート事業</p> <p>学校教育研究推進活動事業</p> <p>教職員研修事業</p> <p>校外指導事業</p> <p>子ども教育支援センター事業</p>	<p>福祉学習プログラム作成と福祉学習サポーター紹介の支援を行う。</p> <p>地域の人材を授業等に活用する。</p> <p>福祉教育の研究を行う。</p> <p>教職員が福祉教育の研修を受ける。</p> <p>職場体験学習(中学2年生)を実施する。</p> <p>現場教員への指導・助言や情報提供を行う。</p>

1-(3)-2) ボランティアセンター機能の強化により、地域ニーズの把握やボランティアとの協働の促進を図ります。

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
16	<p>①ボランティアセンター機能の強化促進 地域福祉活動においては、多くの住民がボランティアとして参加し、そうした力で活動が支えられている。また、現在ボランティア活動に参加していない人であっても活動へのニーズは高くなっている。ボランティアセンター機能の強化を促進し、参加しやすいボランティアのあり方などの検討やボランティア養成の充実を進め、ボランティアのすそ野を広げる。</p>		○	<p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>ファミリーサポートセンター事業</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営業務</p>	<p>ボランティアセンター、ボランティア連絡会の運営を支援する。</p> <p>子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員として登録し、講習や実際の援助活動の調整を行う。</p> <p>市民公益活動支援センター「るーぷらざ」の運営を行う。</p>
17	<p>②ボランティアとの協働促進 ボランティア活動の活性化を図り、住民参加を進める分権型のまちづくりを目指した「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」に基づき、ボランティア団体をはじめNPO、事業者などとの公民協働を推進する。</p>	<p>【充実】市民公益活動支援・協働促進事業＝協働マニュアルを作成し、その周知のための取り組みを行った。</p>	◎	<p>地域福祉活動支援事業</p> <p>市民公益活動支援・協働促進事業</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営業務</p>	<p>小地域ネットワーク活動推進事業、地域福祉人材育成事業、地域福祉ワークショップ事業を支援する。</p> <p>協働マニュアルの作成とその周知を行う。</p> <p>市民公益活動支援センター「るーぷらざ」の運営を行う。</p>

1-(4) 総合的相談体制の整備推進

1-(4)-1) 利用者の多様なニーズに対応し、総合的な支援を円滑に進めるため、保健福祉情報の一元化を図るとともに、担当課相互の連携を密にするなど総合的な窓口機能の充実を図ります。

計画P. 45

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
18	<p>①総合相談窓口機能の整備 ライフコースに応じた生活課題が複雑多岐にわたることから、福祉事務所、保健センターの相談機能を総合的に活用し、専門的な内容の相談に応じるとともに、地域における相談員に対する助言や情報提供、手続きサポートなどにより問題解決への支援を推進する。さらに高度な専門性を要する相談の場合は、相談者を大阪府子ども家庭センターなどの専門機関に紹介し、相談内容などを適切に引き継ぐなど、相談者に配慮する。また、事業者情報が適切に利用者に伝わるように、第三者評価など事業者情報の収集・提供に努める。</p>	<p>【充実】 コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。</p>	◎	女性のための相談事業 人権相談事業 社会福祉協議会支援事業 コミュニティソーシャルワーカー配置事業 民生児童委員活動支援事業 地域福祉計画推進事業 家庭児童相談室事業 子育て支援センターかわちながの事業 障がい者地域生活支援事業 相談事業 消費者相談事業 教育相談室「やまびこ」事業	女性の自立を支える面接相談を行う。 各種相談員連絡会議の主宰や相談事業一覧の作成など。 相談窓口の連携を進める。 相談窓口の連携を進める。 相談機関の連携を進める。 保健福祉相談窓口連絡会議の開催。保健福祉相談窓口マニュアルの作成。 相談窓口の連携を進める。 相談窓口の連携を進める。 相談機関の連携を進める。 無料法律相談、くらしの総合相談を実施する。 相談機関の連携を進める。消費者行政福祉行政連携会議を開催。 相談窓口の連携を深める。

1-(4)-2) 地域を基盤とする活動やサービスを発見し、支援を必要とする人に結びつける、あるいは地域活動の調整や関係機関・団体などの相互連携、情報提供などを行うコミュニティソーシャルワーカー体制の整備を推進します。

計画P. 46

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
19	<p>①コミュニティソーシャルワーカー体制の整備 住民との協働を円滑に進め、地域福祉活動を推進するため、コミュニティソーシャルワーカーを広域的福祉圏などに配置し、地域活動の情報提供・調整・連携の強化を図る。</p>	<p>【充実】 コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。</p>	◎	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。

1-(5) 地域福祉のコーディネート機能の充実・支援

1-(5)-1) 地域福祉のコーディネート機能の充実・強化を図るため、社会福祉協議会との連携及び支援を推進します。

計画P.47

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
20	<p>①市と社会福祉協議会との連携の強化 社会福祉協議会は「社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、地域福祉を推進する中心的団体」（社会福祉法）として、本市の地域福祉を推進する上で重要な役割を期待されていることから、連携を深め協働して地域福祉の推進を図っていくことが求められている。そのため、体制の強化を図り、地域福祉を推進する中心的団体としてのより幅の広い層からの参加を積極的に進めることができるよう、社会福祉協議会活動の支援を図る。</p>		○	社会福祉協議会支援事業	社会福祉協議会の経営改善への支援を行う。
21	<p>②社会福祉協議会の「コーディネート」機能の強化促進 社会福祉協議会はこれまで、市との連携を図りつつ、地区福祉委員会を中心とする小地域ネットワーク活動やボランティア活動の振興、福祉サービスの提供など、身近な地域と福祉活動のコーディネート機能を担ってきた。今後ますます多様化、細分化する福祉ニーズにきめ細かく対応していくために、地域福祉コーディネーターを養成するとともに、社会福祉協議会のコーディネート機能の強化を促進する。</p>	【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。	◎	コミュニティソーシャルワーカー配置事業 地域福祉活動支援事業	地域福祉活動のコーディネート機能を発揮する。 ボランティア育成事業を支援する。
22	<p>③職員研修の強化による専門性の強化 社会福祉協議会が地域福祉を推進する中心的団体としての役割を果たしていくためには、職員が地域に積極的に入っていく、地域との信頼関係を醸成し、顔の見える関係の構築を図るとともに、職員の資質向上が求められる。そのため、住民サイドに立ち、職員研修の充実による専門性の強化を促進する。</p>		○	社会福祉協議会支援事業	社会福祉協議会の組織改善への支援を行う。

1-(6) 地域型組織やテーマ型組織の相互連携・交流の促進

1-(6)-1) 地域型組織とテーマ型組織との相互交流の機会や場づくりを推進し、多様な協働のネットワークの形成を促進します。

計画P. 48

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
23	<p>①地域型組織とテーマ型組織とのネットワークの促進</p> <p>地域型組織とテーマ型組織とは、いずれも設立の目的や活動は異なるものの、地域の福祉活動やまちづくりにとって重要な役割を担っている。</p> <p>「福祉でまちづくり」を進めることから、市、社会福祉協議会をはじめ地域型組織、テーマ型組織が同じテーブルにつく場づくりを推進し、相互の交流と連携を促進する。</p>	<p>【充実】市民公益活動支援・協働促進事業＝「まちづくり交流会」を3地区で開催するようになった。</p> <p>【充実】市民公益活動支援センター管理運営業務＝テーマや地域にこだわらず、社会的な課題について意見交換する場である「るーぷの集い」を開始した。</p>	◎	<p>地域福祉活動支援事業</p> <p>市民公益活動支援・協働促進事業</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営業務</p>	<p>地区(校区)福祉委員会活動・組織検討懇談会の開催を支援する。</p> <p>まちづくり交流会(地域においてテーマや対象者を特定せずに情報交流する場)を実施する。</p> <p>ボランティア・市民活動フェスティバルの開催。地域やテーマの枠を超えて対等に情報交換できる場(るーぷの集い)を開催。</p>

1-(7) 小地域ネットワーク活動などの充実・活性化の推進

1-(7)-1) 日常的な「ふれあいの場」づくりを推進します。

計画P. 49

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
24	<p>①身近な地域での「ふれあいの場」づくりの推進</p> <p>コミュニティセンター、公民館などの施設に交流や情報さらに相談機能などを付与し、地域の身近な「ふれあいの場」として活用することに努める。</p>	<p>【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)</p> <p>【縮小】街かどデイハウス支援事業＝補助上減額を下げた(大阪府補助基準の改正による)</p>	○	<p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>市立福祉センター管理運営業務</p> <p>小山田地域福祉センター管理運営業務</p> <p>清見台地域福祉センター管理運営業務</p> <p>南花台ふれあいプラザ管理業務</p> <p>子育て支援センターかわちながの事業</p> <p>つどいの広場事業</p> <p>街かどデイハウス支援事業</p>	<p>地域コミュニティソーシャルワーカーをコミュニティセンターや公民館に配置する。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。</p> <p>福祉センター「錦溪苑」の運営を行う(指定管理制)</p> <p>小山田地域福祉センターの運営を行う。</p> <p>清見台地域福祉センターの運営を行う。</p> <p>南花台ふれあいプラザの運営を行う。</p> <p>子育て支援についての身近なふれあいの場づくりを進める。</p> <p>つどいの広場事業を委託実施する(ふぁんふぁーれ三日市)。</p> <p>住民参加型デイサービスを支援。</p>

1-(7)-2) 定年退職期を迎えるいわゆる団塊の世代の小地域ネットワーク活動などへの参加促進を図ります。

計画P. 49

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
25	① 企業の地域貢献活動の促進 企業の地域貢献活動のアドバイザーとなる人材を養成するなど、継続的に地域貢献活動を支援できる仕組みづくりについての取り組みを図り、企業の人材が地域の活動に取り組みやすい環境づくりを促進する。	【充実】または【新規】緑化基金事業＝、アドプトパーク1箇所追加。森林プラン推進事業＝アドプトフォレスト1箇所新規。アドプトロードの推進事業、アドプトロード&リバープログラム＝アドプトロード3箇所追加。	◎	社会福祉協議会支援事業	社会福祉協議会の賛助会員募集事業、組織構成会員制推進事業を支援する。
				緑化基金事業	自治会、団体などによる自主的な公園愛護（アドプト）活動を支援する。
				森林プラン推進事業	森林において地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等のボランティア活動を行うことを支援する。
				アドプトロードの推進事業	道路の一定区間で歩道や植樹帯などにおいて、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等のボランティア活動を行うことを支援する。
				アドプトロード&リバープログラム （府事業。行政評価外）	道路、河川において、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等のボランティア活動を行うことを支援する。
26	② 定年退職者などの福祉活動参加の促進 ボランティアセンター機能の強化とともに、企業との連携や地域での活動の場の確保などにより、定年退職者などの地域福祉活動への参加を促進する。		○	地域福祉活動支援事業	ボランティア育成事業、小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。
				老人クラブ活動支援事業	地域での活動の場の確保などにより、定年退職者などの地域福祉活動への参加を促進する。

1-(8) 住民交流の強化

1-(8)-1) 地域でのつながりや支えあいの必要性についての理解を広めるため、生涯学習での啓発など、学習活動の充実に努めます。

計画P. 51

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
27	① 福祉と教育、生涯学習の連携による継続的な福祉学習の推進 学校教育と社会教育との連携により「教えられる」ことから、ともに支えあう『お互いさま』が「日常」の中で醸成できる福祉プログラムを検討するなど福祉部門・教育部門・生涯学習部門が相互に連携し、子どもから大人まで、継続して学ぶことができる福祉学習、地域学習に取り組む。		○	生涯学習普及啓発事業	まちづくり出前講座や生涯学習見本市において福祉学習を進める。
				人権・平和啓発事業	人権学習のためのイベントや講座を開催する。
				地域福祉活動支援事業	福祉学習プログラムの地域への提供を支援する。
				コミュニティ活動推進事業	自治会講演会を開催する。自治会ハンドブックを作成する。
				学校支援サポート事業	地域の人材を授業等に活用する。
				学習支援ボランティア人材バンク推進事業	地域の人材を授業等に活用する。

1-(8)-2) 住民及び地域間の交流を推進します。

計画 番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
28	<p>①住民交流の活性化の推進 住民の交流、近所づきあい、地域活動などは、地域福祉の取り組みを進める上でも土台となる活動である。隣近所での「助けあい」が行われている地域があるものの、一方では住民間や地域とのかかわりが希薄なところもみられる。またマンション住民などとの交流や世代間交流を進めていくべきだといった意見も多く聞かれるなど、多様な住民及び地域間の交流が求められる。そのため、共通の価値観を得やすい要素である子育てや見守り活動など、つながりづくりを進めるための活動やイベントなどを推進する。</p>	<p>【充実】市民公益活動支援・協働促進事業＝「まちづくり交流会」を3地区で開催するようになった。</p>	◎	<p>地域福祉活動支援事業</p> <p>コミュニティ活動推進事業</p> <p>市民まつり支援事業</p> <p>市民公益活動支援・協働促進事業</p>	<p>小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。</p> <p>コミュニティ活動事業に助成する(連合自治会)。</p> <p>市民まつりの開催を支援する。</p> <p>まちづくり交流会(地域においてテーマや対象者を特定せずに情報交流する場)を実施する。</p>
29	<p>②交流の場づくりの推進 本計画の策定のために行った「地域福祉懇談会」、地域福祉ワークショップ（地域福祉を語る会）などを契機に、さまざまな住民が集い、それぞれの地域が抱えている課題などを議論することができた。こうした交流の場を発展させ、意見交換や情報交換を行う地域福祉のラウンドテーブルとして定例的な開催を推進する。</p>	<p>【充実】市民公益活動支援・協働促進事業＝「まちづくり交流会」を3地区で開催するようになった。</p> <p>【充実】市民公益活動支援センター管理運営業務＝テーマや地域にこだわらず、社会的な課題について意見交換する場である「るーぷの集い」を開始した。</p>	◎	<p>地域福祉活動支援事業</p> <p>市民公益活動支援・協働促進事業</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営業務</p> <p>学校協議会事業</p>	<p>地区(校区)福祉委員会活動・組織検討懇談会の開催を支援する。</p> <p>まちづくり交流会(地域においてテーマや対象者を特定せずに情報交流する場)を実施する。</p> <p>地域やテーマの枠を超えて対等に情報交換できる場(るーぷの集い)を設ける(民間では「いくいく市民の集い」を開催中)</p> <p>学校協議会の設置、運営方法等を検討する。</p>

2. とともに生きる社会づくり

2-(1) 交流・活動拠点の確保

2-(1)-1) コミュニティセンター、学校の余裕教室などの活用を推進します。

計画P.53

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
30	①市施設の住民活用のためのルールづくり コミュニティセンターや公民館など市施設の活用についてのルールづくりを進め、既存施設の有効活用を図る。また学校の余裕教室については余裕教室活用の基本方針に基づき活用を検討する。	【充実】文化施設予約システム構築事業＝インターネット、携帯電話で市立文化施設等の予約や照会のできるシステムを導入した。	◎	文化施設予約システム構築事業	貸館施設連携会議において施設の有効活用や共通基準等を検討する。
				小学校余裕教室活用計画推進事業	余裕教室を活用する。
				中学校余裕教室活用計画推進事業	余裕教室を活用する。

2-(1)-2) 福祉施設などの地域への開放を促進します。

計画P.53

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
31	①福祉施設などの地域への開放の促進 事業者の社会的貢献のひとつとして、福祉施設などが地域に根付き、地域との交流を図るため、地域への施設開放の情報収集や提供を推進する。		○	社会福祉協議会支援事業	民間福祉施設開放のための取り組みを行う。

2-(1)-3) 商店街の空き店舗などの民間施設の活用を促進します。

計画P.53

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
32	①民間施設などの活用の促進 商店街の空き店舗など民間事業者などの建物で、開放の可能性のあるものの情報を収集するとともに、その活用を促進する。	【充実】空き店舗活用促進事業＝空き店舗の活用に伴う家賃の一部を補助する制度を復活した。	◎	空き店舗活用促進事業	空き店舗を地域の活性化に活用する(家賃の一部を助成)。
				起業家育成支援事業	チャレンジジョブによる起業家の支援を行う。

2-(1)-4) インターネットに交流のための情報サロンを設けます。

計画P.54

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
33	①インターネットによる情報拠点の整備 広く住民が交流できるように、市や社会福祉協議会のホームページに地域福祉に関する情報交流の機能を有する拠点（情報サロン）開設を図る。	【充実】社会福祉協議会支援事業＝社会福祉協議会のホームページをリニューアルし、地域における福祉活動の情報を発信できるようにした。	◎	生涯学習情報提供事業	生涯学習情報提供システム「学びやんネット」において情報交流の場を設ける。
				社会福祉協議会支援事業	社会福祉協議会の情報をホームページで発信する。

2-(2) 身近な地域の相談窓口の充実

2-(2)-1) 各種福祉サービスなどの情報提供を行うほか、地域での日常的な見守り活動などの福祉活動につなぐことができるように、身近な地域での相談窓口の設置に努めます。

計画P. 55

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
34	①身近な地域での相談窓口の設置推進 社会福祉協議会と地区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者団体、NPOなどが連携し、福祉に関わるさまざまな相談を受ける窓口を、より身近な基本福祉圏での設置を目指しつつ、当面、広域的福祉圏にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、身近な地域での相談に努める。	【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。	◎	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。
35	②相談機関などのアウトリーチの推進 市及び社会福祉協議会と地区福祉委員会、民生委員・児童委員、当事者団体、NPOなどが連携し、要支援者の自宅などに出向き（アウトリーチ）、相談やサービス情報の提供を行うとともに、サービス利用につなげるなど身近な支援活動を推進する。	【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。	◎	コミュニティソーシャルワーカー配置事業 地域福祉活動支援事業 民生児童委員活動支援事業 子育て支援センターかわちながの事業 子育て支援センターちよだだい事業 家庭訪問支援員事業 母子自立支援員事業 障がい者地域生活支援事業 高齢者相互支援推進事業 介護保険相談員派遣事業 認知症サポーター養成講座 (府事業。行政評価外) 新生児訪問指導事業 乳幼児相談事業 妊産婦訪問指導事業 訪問指導事業	地域福祉に関する訪問相談・出前講座(認知症サポーター養成)を行う。 小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。 民生委員による訪問相談を実施する。 子育て家庭ほっと支援事業(家庭訪問による育児相談)を実施する。 子育て家庭ほっと支援事業(家庭訪問による育児相談)を実施する。 養育児童の家庭訪問を行う。 母子自立支援員による母子相談を実施する。ハローワークと協力して母子家庭の母の就労を支援(母子自立支援プログラム策定事業)。 在宅障がい者の訪問相談を実施する。 寝たきり、ひとり暮らし等の高齢者宅への友愛訪問を支援する。 市内の介護保険施設等に定期的に介護保険相談員を派遣し、利用者の相談に応じる。 認知症キャラバンメイトが認知症サポーター養成講座を地域の要望に応じて出前する。 新生児の訪問指導を行う。 乳幼児訪問相談を実施する。 妊産婦の家庭を訪問する。 療養者の訪問指導を行う。

2-(3) 情報提供の充実と共有体制の整備

2-(3)-1) 住民により広くわかりやすい情報提供のしくみを検討します。

計画P. 56

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
36	<p>①わかりやすい情報提供活動の推進 広報紙や市ホームページなどを活用し、行政が住民に提供する福祉サービスの情報について広くわかりやすく伝えるよう工夫する。</p>	<p>【充実】国際化推進事業＝本市に住む外国人のために生活に密着したガイドブック（韓国語版、やさしい日本語版）の作成を開始した。 【充実】高齢者サービス啓発事業＝認知症の理解と家族支援のためのホームページを立ち上げた。</p>	◎	<p>国際化推進事業</p> <p>高齢者サービス啓発事業</p> <p>「広報かわちながの」発行事業</p> <p>「声の広報かわちながの」事業</p> <p>ホームページ運用事業</p>	<p>本市在住外国人向けのガイドブックを作成し、提供する。</p> <p>長寿ふれ愛ガイドブックを作成する。ホームページによる啓発。</p> <p>「広報かわちながの」に福祉サービスの情報を掲載する。</p> <p>「声の広報かわちながの」に福祉サービスの情報を掲載する。</p> <p>市ホームページに福祉サービス情報を掲載する。</p>
37	<p>②地区福祉委員会や民生委員・児童委員などの広報活動の強化 地域の一番身近な相談者や情報提供者としての地区福祉委員会や民生委員・児童委員などの存在をアピールするとともに、それらの活動が容易になるように、情報提供活動の支援を推進する。</p>	<p>【充実】社会福祉協議会支援事業＝社会福祉協議会のホームページをリニューアルし、地域における福祉活動の情報を発信できるようにした。 【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した（計7名）。</p>	◎	<p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>民生児童委員活動支援事業</p>	<p>社協だより、民児協かわちながのを発行する。</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーが地区福祉委員会や民生委員等と連携して活動等の啓発を行う。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。</p> <p>「民児協かわちながの」の発行。未就学児向けの人形劇で児童委員の活動をPR。</p>

2-(3)-2) 関係機関などの連携による情報の共有化を推進します。

計画 番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
38	①関係機関の情報の共有化 介護保険制度、障害者自立支援制度や保育サービスなどに関する苦情・相談などは、それぞれの個別の機関に集約され、解決されるが、解決へのノウハウやその過程で蓄積された情報はそのときの行政窓口で留まっていることが多くある。多様化、細分化された住民ニーズに対応していくため、各事業ごとに集約された苦情・相談について他の窓口と交換し、情報の共有化に努めるとともに、それらを施策や事業提案などに生かす。		○	人権相談事業	各種相談員連絡会議の主宰や相談事業一覧の作成など。
39	②サービス向上への取り組みの促進 それぞれの事業ごとに寄せられた苦情・相談などのニーズは、事業者のサービスの質の向上を図るとともに、サービスの開発につなげるような仕組みづくりの取り組みに努める。	【充実】 コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。	◎	コミュニティソーシャルワーカー配置事業 福祉サービス苦情解決制度 （大社協関係。行政評価外）	福祉サービスへの苦情・相談ニーズを受け止め、サービス向上に役立てる。 福祉サービスの苦情を解決するために、福祉事業者段階での「苦情解決の仕組み」づくりと、それをバックアップする「委員会」が設置されている。

2-(4) バリアフリー環境の整備

2-(4)-1) 「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく道路などのバリアフリーを推進します。

(上記法律は廃止となり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」がそれを受け継いでいます)

計画P. 57

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況 (新規・充実・縮小)	評価	施策対応細事業(関係深いのは太字)	事業内容(委託・助成含む)
40	<p>①河内長野市移動円滑化基本構想などの推進 高齢者や障害のある人などだれでも安全に、快適に移動できるバリアフリー環境の整備を目指した「河内長野市移動円滑化基本構想」(平成14年3月策定)の円滑な事業実施を推進する。</p>		○	<p>福祉のまちづくり条例指導業務</p> <p>移動円滑化推進事業(交通施設バリアフリー化設備整備費補助金)</p> <p>駅前広場エレベーター管理業務</p> <p>移動円滑化道路整備事業</p>	<p>バリアフリー化の指導を行う。</p> <p>河内長野市移動円滑化基本構想に基づき、駅構内のエレベーター等の設置を支援する。</p> <p>バリアフリー事業で設置したエレベーターの管理。</p> <p>移動円滑化基本構想に基づく重点整備地区における市管理道路等のバリアフリー化を行う。</p>
41	<p>②バリアフリーに取り組む活動の支援や顕彰・PRの推進 高齢者や障害のある人などだれでも安全に、快適に移動することができるよう、バリア(障壁)のないまちづくりを進めるための、バリアフリーマップづくりなどの取り組みをしている、住民活動や企業を支援する。また、そうしたバリアフリーのための優れた取り組みを顕彰するとともに、その取り組みをPRして住民の意識向上につなげる。</p>		○	<p>地域福祉活動支援事業</p> <p>学校運営業務(小)</p>	<p>小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。</p> <p>通学路安全マップを作成する。見守り関連物品の購入・配布。</p>

2-(4)-2) 「心のバリア」解消への啓発活動を推進します。

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
42	<p>①「心のバリア」解消のための啓発活動の推進 高齢者や障害のある人などがハード面などのバリアのため、移動の自由が阻害されていることがあるが、まわりの人の「ちょっとした協力」によって解決することもある。すべての人が地域に参加するためには、人の心にあるバリアを取り除くことが最も大切であり、地域福祉の基盤ともいえる。 そのため、高齢者や障害のある人などに対する理解を進めるため、人権啓発とともに福祉教育・学習を積極的に推進し、「心のバリア」解消に努める。</p>		○	人権・平和啓発事業	人権啓発活動を行う。
				人権相談事業	人権相談を行う。
				地域福祉活動支援事業	ボランティア育成事業を支援する。
				障がい者施策啓発事業	障がい者施策の啓発活動(街頭キャンペーンなど)を行う。
				市民公益活動支援センター管理運営業務	ボランティア活動入門講座、ボランティア体験・見学プログラムを実施する。
				ふれあい合校事業	「ふれあい合校」の中で福祉学習を行う。
				学校支援サポート事業	地域福祉人材を授業等に活用する。
				子ども教育支援センター事業	福祉学習の研究開発を行う。
				「楽習室」コーディネート事業	「楽習室」の中での福祉学習を支援する。
「ふれあい合校」コーディネート事業	「ふれあい合校」の中での福祉学習を支援				

2-(4)-3) ユニバーサルデザイン普及への取り組みを図ります。

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
43	<p>①ユニバーサルデザインの周知の促進 特定の人のためにまちのバリアを取り除くバリアフリーを一段と進め、だれもが暮らしやすいまちにしていくユニバーサルデザインの啓発を図る。</p>		○	ユニバーサルデザインの普及(行政評価外)	ユニバーサルデザインの導入・啓発を行う。

2-(5)「安全・安心」で快適な生活環境の確保

2-(5)-1) 町内会・自治会、地区福祉委員会などと民生委員・児童委員との連携による要支援者などの支援を強化します。

計画P. 59

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
44	<p>①町内会・自治会、地区福祉委員会などと民生委員・児童委員との連携による要支援者支援の強化 住民の視点から福祉サービスを必要とする人に適切なサービスをつなぐことができるように、町内会・自治会、地区福祉委員会などと民生委員・児童委員との連携強化を推進し、個人情報の保護に留意しながら要支援者の情報を把握し、福祉サービスにつなげるなど適切な対応が取れるように支援を強化する。</p>	<p>【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。</p>	◎	<p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>民生児童委員活動支援事業</p> <p>高齢者相互支援推進事業</p> <p>在宅高齢者実態把握事業</p>	<p>福祉サービスの連携を進める。</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーが地域と連携して要支援者を支援する。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。</p> <p>独居老人の所在を記した福祉マップを作成している。</p> <p>寝たきり、ひとり暮らし等の高齢者宅の友愛訪問を支援する。</p> <p>在宅介護支援センター担当者が地域の高齢者宅を訪問し、生活状況の確認や緊急連絡先などの把握を行う。</p>

2-(5)-2) 活動組織・団体の相互連携を強化し、「安全・安心(防災・防犯など)のネットワーク」の構築を図ります。

計画P. 60

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
45	<p>①自主防災組織の設立の推進 地域の安全を守るため、地域単位や町内会・自治会での自主的な防災組織の育成推進や組織化にかかる支援を行っている。今後も町内会・自治会に対して自主防災活動の重要性の啓発を行い、自主防災組織の結成に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>【充実】自主防災組織育成事業＝自主防災組織が4地区増加した(全9地区)。</p>	◎	<p>自主防災組織育成事業</p> <p>防災の啓発・訓練事業</p> <p>火災予防啓発事業</p> <p>防火クラブなどの育成事業</p> <p>河内長野市自衛消防隊部会指導事業</p>	<p>自主的な防災組織の育成・支援を行う。</p> <p>合同防災訓練を実施する。</p> <p>自主防災活動の啓発を行う。</p> <p>自主的な防災組織の育成・支援を行う。</p> <p>自衛消防隊の消火技術訓練</p>
46	<p>②地域活動などとの連携による緊急対応ネットワークづくりの推進 ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などは、地域の中で孤立しがちである。緊急時の対応や将来にわたって地域で安心して暮らすことを考えた場合、日頃からのつながりや交流は重要であるが、なかなかそうした行動を起こすことが難しいこともある。そのため、緊急時に備え、日常的な地域の見守り活動や緊急通報システムなど、地域活動と通信システムとの連携を推進し、緊急対応のネットワークづくりに努める。</p>		○	<p>地域福祉活動支援事業</p> <p>災害時の要援護者対応事業</p> <p>緊急通報システム運営事業</p> <p>避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定業務(平成21年度開始)</p> <p>災害時応急対策事業</p> <p>消防緊急・気象・災害時等情報管理業務</p>	<p>小地域ネットワーク活動推進事業を支援する。</p> <p>災害時の要援護者の把握と支援方法について検討する。災害時要援護者支援プランの策定。</p> <p>ひとり暮らし高齢者宅に緊急通報装置を設置する。</p> <p>災害時要援護者など避難行動に時間を要する方を含め、住民の迅速・確実な避難を図るためのマニュアルを策定する。</p> <p>災害対策本部を運営する。</p> <p>災害活動上必要な情報の収集と伝達を行う。</p>

2-(5)-3) 子どもの通学の安全・安心の確保のため、町内会・自治会、老人クラブなどとの連携による見守り活動とともに、警察や関係団体と地域住民の連携を強化し、防犯・安全パトロールを行うなど地域ぐるみの防犯活動や青少年の健全育成を推進します。

計画P. 60

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
47	①自主的活動への支援 町内会・自治会、老人クラブ、民生委員・児童委員や地区福祉委員会など地域で行われている見守り活動などを、災害時にも生かせるよう、自主的活動への支援を推進する。	【充実】自主防災組織育成事業＝自主防災組織が4地区増加した(全9地区)。	◎	認知症サポーター養成講座(行政評価外) 交通安全啓発事業 防犯活動推進事業 市民公益活動支援・協働促進事業 自主防災組織育成事業	認知症キャラバンメイトが認知症サポーター養成講座を地域の要望に応じて出前する。 交通安全啓発活動を行う。 自主的な防犯組織の育成・支援を行う。 市民公益活動補償制度を運用する。 自主的な防災組織の育成・支援を行う。
48	②青少年の健全育成の推進 子どもたちを犯罪や事故の被害などから守るため、青少年指導員、青少年健全育成会、PTA、学校、町内会・自治会、地区福祉委員会、防犯協議会など地域と関係機関との連携を強化し、青少年の健全育成の環境づくりを進める。	【充実】放課後子どもプラン事業＝放課後子ども教室が2箇所(天野小、石仏小)増加した(全3箇所)。	◎	放課後子どもプラン事業 こども会育成事業 青少年健全育成事業 子どもの安全見まもり隊事業 子ども見守りパトロール事業	放課後子ども教室を開催する。 こども会の育成を行う。 青少年の健全育成に係る市民啓発活動の実施(委託) 「子どもの安全見守り隊」を支援する。 子ども見守りパトロールを実施する(民間の青パトは2件＝南花台、加賀田)。

2-(5)-4) 地域資源を生かした潤いのある生活環境の整備を推進します。

計画P. 61

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
49	①快適な生活環境づくりの推進 豊かな自然や文化など地域資源を活用し、快適な生活環境を形成するため、環境教育の推進とともに住民が主体的に進める園芸活動などの地域づくりの支援や自然を生かした広場や公園などの整備を推進する。	【充実】または【新規】緑化基金事業＝、アドプトパーク1箇所追加。森林プラン推進事業＝アドプトフォレスト1箇所新規。アドプトロードの推進事業、アドプトロード&リバープログラム＝アドプトロード3箇所追加。	◎	環境教育推進事業 緑化基金事業 緑化啓発事業 森林プラン推進事業 アドプトロードの推進事業 アドプトロード&リバープログラム (府事業。行政評価外)	環境啓発活動を行う。 自治会、団体などによる自主的な公園愛護(アドプト)活動を支援する。 緑化啓発活動を行う。 ボランティアや企業との協働による森林保全。 道路の一定区間で歩道や植樹帯などにおいて、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等のボランティア活動を行うことを支援する。 道路、河川において、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等のボランティア活動を行うことを支援する。

2-(6) 行政の総合化とパートナーシップの推進

2-(6)-1) 住民主導型の地域づくりや地域福祉の仕組みを整えます。

計画P. 62

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
50	①地域福祉のネットワーク形成の取り組み推進 住民、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、社会福祉協議会、市など福祉に関する多様な主体の活動をつなぎ、適切な役割分担のもとにそれぞれの特徴を發揮し、協働して地域福祉を進められるよう地域福祉のネットワークを形成する。また、人材育成、情報提供などの機能を充実するとともに、社会福祉協議会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、医療機関など、さまざまな福祉資源を結び、住民間の交流・連携を深め、支え、支えられる『お互いさま』の活動を促進する。	【充実】 コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。 【充実】 市民公益活動支援・協働促進事業＝「まちづくり交流会」を3地区で開催するようになった。	◎	社会福祉協議会支援事業 コミュニティソーシャルワーカー配置事業 地域福祉活動支援事業 民生児童委員活動支援事業 市民公益活動支援・協働促進事業	福祉サービスの連携を進める。 地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。 小地域ネットワーク活動推進事業、地域福祉ワークショップ事業を支援する。 相談機関の連携を進める。 まちづくり交流会(地域においてテーマや対象者を特定せずに情報交流する場)を支援する。

2-(6)-2) 適切な役割分担のもとでの「公」と「民」の協働による地域福祉を推進する仕組みを整えます。

計画P. 62

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
51	①「公」と「民」との協働の仕組みづくりの推進 住民をはじめさまざまな主体がパートナーシップのもとに協働して地域福祉を推進するなど、まちや社会をともに担い、ともに創造するため、住民主導の地域づくりや地域福祉の仕組みを整える。また、一人ひとりの自立を基本に、適切な役割分担のもとに、「公」と「民」が協働して地域福祉を進める仕組みを整える。	【充実】 市民公益活動支援・協働促進事業＝協働マニュアルを作成し、その周知のための取組みを行った。	◎	社会福祉協議会支援事業 市民公益活動支援・協働促進事業	福祉活動における協働推進のしくみを整える。 市民公益活動の支援及び協働促進に関する指針を運用する。協働マニュアルの検討を行う。

2-(6)-3) 住民参加や社会資源の有効活用による効率的な行政運営を推進します。

計画P. 63

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
52	①福祉資源の有効活用の推進 急激な時代の変化や厳しい財政環境に対応するため、民間でできるものは民間にゆだねる、あるいは既存施設や資源の複合的な活用やネットワーク化などを行い、質の高い効果的・効率的な行政運営を推進する。	【充実】 コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。 【充実】 市民公益活動支援・協働促進事業＝協働マニュアルを作成し、その周知のための取組みを行った。	◎	社会福祉協議会支援事業 コミュニティソーシャルワーカー配置事業 市民公益活動支援・協働促進事業	福祉活動における協働推進のしくみを整える。 地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。 市民公益活動の支援及び協働促進に関する指針を運用する。協働マニュアルの検討を行う。

3. 地域での暮らしを支援するサービス体制づくり

3-(1) 利用者のためのサービスの質の確保・向上推進

3-(1)-1 客観性を持つ評価機能を発揮できる第三者評価の導入などを推進します。

計画P. 64

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
53	<p>①第三者評価などの導入の促進 外部の評価機関による第三者評価は、利用者本位の福祉サービスをより充実させるための有効な手段といえる。大阪府では第三者評価事業の円滑な事業展開に向けて、「福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪」を創設し、事業環境の整備を進めている。これら大阪府の取り組みを踏まえ、第三者評価の導入を促進する。</p>		○	介護サービス情報の公表（府事業。行政評価外）	介護事業所の介護サービス内容と運営状況を公表する。

3-(1)-2 社会福祉を目的とする多様なサービスの振興や参入促進、さらに公的サービスとの連携による「公」と「民」の協働の実現、民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援システムを検討します。

計画P. 65

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
54	<p>①NPOなどのインフォーマルサービスの活用促進と支援の推進 公的制度の隙間を埋めるサービスとしての、移送サービスや個別の見守りサービスなどは、利用者の自己実現や社会参加を進めるなど多様化するニーズへの対応といえる。利用者のニーズはこれからますます個別化、多様化することが考えられることから、NPOやボランティア団体などの活用を促進する。</p>	<p>【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した（計7名）。 【充実】市民公益活動支援・協働促進事業＝「まちづくり交流会」を3地区で開催するようになった。 【充実】市民公益活動支援センター管理運営業務＝テーマや地域にこだわらず、社会的な課題について意見交換する場である「るーぷの集い」を開始した。</p>	◎	<p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>市民公益活動支援・協働促進事業</p> <p>市民公益活動支援センター管理運営業務</p>	<p>地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。</p> <p>ボランティア育成事業を支援する。小地域ネットワーク活動を支援する。</p> <p>まちづくり交流会（地域においてテーマや対象者を特定せずに情報交流する場）を支援する。</p> <p>地域やテーマの枠を超えて対等に情報交換できる場（るーぷの集い）を設ける。グループ支援のための情報提供とコーディネートを行う。</p>
55	<p>②新たなサービス開発への取り組みの促進 それぞれの事業ごとに市の窓口などに寄せられた苦情・相談などのニーズは、事業者などにとって新たなサービスの開発のシーズといえ、こうした情報を広く提供するなど、新たなサービスの開発につなげるような取り組みに努める。</p>	<p>【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した（計7名）。</p>	◎	コミュニティソーシャルワーカー配置事業	福祉サービスへの苦情・相談ニーズを受け止め、サービス向上に役立てる。

3-(2) 地域福祉ネットワークづくりの推進

3-(2)-1) 地域で活動している地域型組織やテーマ型組織が効果的・効率的に動け、より身近な課題解決のためのネットワークや住民共通の課題を解決するための地域福祉ネットワークの構築に努めます。

計画P. 66

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
56	<p>①地域福祉ネットワークの構築</p> <p>地域には地域活動の中心を担う町内会・自治会、地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉事業者などが、さまざまな分野で事業や活動をしているが、地域に効率的な資源配分が行えず、また同じような事業が展開される、あるいは適切な役割分担や連携を行い、機動的な対応を進めていくということが難しい状況が生まれている。</p> <p>こうした現状を改善し、支援を必要とするすべての人への迅速な情報提供と適切なサービス対応による課題解決を目指した地域福祉ネットワークの構築を推進する。</p> <p>地区福祉委員会を身近な地域での相談や支援を行っている団体や機関の情報交換や連携の要とするとともに、広域的福祉圏にそれら団体・機関の代表、コミュニティソーシャルワーカーなどで構成する（仮称）地域福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。身近な地域での課題解決は地域で、より専門的な課題については推進会議で、さらに市域福祉圏における関係機関・団体によるネットワークとの連携により、課題解決を図る。</p>	<p>【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。</p> <p>【充実】市民公益活動支援・協働促進事業＝「まちづくり交流会」を3地区で開催するようになった。</p>	◎	<p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>民生児童委員活動支援事業</p> <p>コミュニティ活動推進事業</p> <p>市民公益活動支援・協働促進事業</p>	<p>福祉サービスの連携を進める。</p> <p>地域コミュニティソーシャルワーカーを各地に配置する。</p> <p>小地域ネットワーク活動推進事業、地域福祉ワークショップ事業を支援する。</p> <p>相談機関の連携を進める。</p> <p>コミュニティ活動事業に助成する(連合自治会)。</p> <p>まちづくり交流会(地域においてテーマや対象者を特定せずに情報交流する場)を支援する。</p>

3-(3) 苦情解決の確立・権利擁護の推進

3-(3)-1) 社会福祉協議会や事業者との連携とともに、苦情処理体制の確立や苦情相談窓口のPRを推進します。

計画P. 68

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
57	<p>①苦情処理体制の充実 だれもが安心して福祉、生活支援のサービスが利用できるように、サービスに関する苦情を気軽に相談でき、適切に対応、解決していくための苦情処理体制の充実に努める。</p>		○	<p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>地域包括支援センター運営事業</p> <p>介護保険相談員派遣事業</p> <p>福祉サービス苦情解決制度（大社協関係。行政評価外）</p>	<p>福祉サービスの苦情処理に応じる。</p> <p>福祉サービスの苦情処理に応じる。</p> <p>市内の介護保険施設等に定期的に介護保険相談員を派遣し、利用者の相談に応じる。</p> <p>福祉サービスの苦情を解決するために、福祉事業者段階での「苦情解決の仕組み」づくりと、それをバックアップする「委員会」が設置されている。</p>
58	<p>②苦情相談窓口のPRの推進 介護保険では、事業者と利用者の橋渡し役として介護相談員派遣制度を実施し、苦情解決やサービスの質の向上に努めている。また、介護保険制度や障害者自立支援制度など公的な福祉サービスの事業者には、社会福祉法第82条に基づいて「苦情受付担当者」「苦情対応責任者」に加えて「第三者委員」の設置が義務づけられている。こうした苦情解決制度の積極的なPRを推進する。</p>		○	<p>高齢者サービス啓発事業</p> <p>地域包括支援センター運営事業</p> <p>福祉サービス苦情解決制度（大社協関係。行政評価外）</p>	<p>長寿ふれ愛ガイドブックによる情報提供。</p> <p>福祉サービスの苦情処理を行う。</p> <p>大阪府社会福祉協議会のホームページにおいて苦情解決の運営適正化委員会の活動を紹介している。</p>

3-(3)-2) 福祉サービスの利用援助や日常的な財産保全・管理などを行う地域福祉権利擁護事業や法律による権利擁護としての成年後見制度など、権利擁護の制度の周知を図ります。

計画P. 69

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
59	①地域福祉権利擁護事業の周知 認知症の高齢者や判断能力が十分でない人の権利や財産を保護していくため福祉サービスの利用援助サービス、日常的な金銭管理サービス、書類などの預かりサービスなどを行う「地域福祉権利擁護事業」は、社会福祉協議会で実施している。福祉サービスの複雑化、多様化を反映し、その需要が増加することが考えられることから、住民への周知を積極的に図り、当事者の権利擁護を推進する。	【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。	◎	社会福祉協議会支援事業	日常生活自立支援事業(旧・権利擁護事業)を実施する。
				コミュニティソーシャルワーカー配置事業	福祉サービスの紹介とつなぎの支援を行う。
60	②成年後見制度の普及 判断能力の不十分な人は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがある。このような判断能力の不十分な人を保護し支援する成年後見制度の普及を図る。	【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。 【充実】障がい者地域生活支援事業＝成年後見の市長申立てにより選任された後見人等の報酬の全部又は一部を助成するようになった。	◎	成年後見制度利用支援事業	要支援者が親族の支援や身寄りのない場合に成年後見の市長申立を行う。
				コミュニティソーシャルワーカー配置事業	福祉サービスの紹介とつなぎの支援を行う。
				障がい者地域生活支援事業	身寄りのない知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力の不十分な方々について、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の後見人等の報酬助成を行う。

4. 計画の推進体制の整備

4-(1) 推進体制の整備

計画P. 70

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
61	<p>計画の進行管理及び（仮称）地域福祉推進協議会の設置</p> <p>本計画に基づく施策を推進するために、関係部局間の相互の連携・調整のもとで、総合的に展開することが必要である。そのため、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検を図り、進行管理に努める。</p> <p>また、幅広い住民の参画のもとに地域福祉を推進するために、地域福祉計画推進委員会を発展させた（仮称）地域福祉推進協議会を設置し、本計画の推進に関し必要な事項について審議し、計画の進捗状況の確認、評価などを行う。</p>			○ 地域福祉計画推進事業	地域福祉計画策定委員会、地域福祉推進協議会を開催する。

4-(2) 国、大阪府、関係機関・団体などとの連携

計画P. 70

計画番号	地域福祉計画第3章<施策の方向>における<展開>	平成20年度事業実施状況（新規・充実・縮小）	評価	施策対応細事業（関係深いのは太字）	事業内容（委託・助成含む）
62	<p>地域福祉に関する組織・団体との連携の強化</p> <p>この計画を多様な組織・団体と協働して推進するため、地域住民や住民団体、社会福祉法人、サービス事業者など、地域福祉に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整える。また、国、大阪府、近隣自治体と連携し、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるように努める。</p>	<p>【充実】コミュニティソーシャルワーカー配置事業＝地域コミュニティソーシャルワーカーを2名増員した(計7名)。</p>	◎	<p>社会福祉協議会支援事業</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー配置事業</p> <p>地域福祉活動支援事業</p> <p>民生児童委員活動支援事業</p> <p>地域福祉計画推進事業</p>	<p>地区(校区)福祉委員会の連携と福祉委員会委員長連絡会の開催を支援する。</p> <p>相談窓口の連携を進める。</p> <p>地域福祉ワークショップ事業を支援する。</p> <p>相談機関の連携を進める。</p> <p>地域福祉推進協議会を開催する。</p>